

## 浜田地区広域行政組合議会傍聴規則

平成9年3月31日

議会規則第3号

改正 平成17年12月22日議会規則第1号

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 議会の傍聴については、浜田市議会傍聴規則（平成17年浜田市議会規則第2号）の例による。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月22日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。